

短期語学留学プログラム約款

第1条(約款)

申し込み希望者は、本約款を承諾の上、株式会社留学ジャーナル(以下「当社」といいます)に対し、本約款に含まれる各種サービス(以下「留学プログラム」といいます)を申し込みます。

第2条(契約の申し込みと成立)

(1)本約款における申し込みと成立は、申し込み希望者が当社に対して本約款に基づき、所定の「短期留学申し込み書」を作成・提出し、申込金と留学費用の一部金にある30,000円を支払ひ、当社がその短期留学申し込み書の提出及び申込金の受領を確認し、当社が承諾したときをいいます(当社が申し込みを承諾し申し込み希望者を以下「申し込み者」といいます)。(2)本約款に基づき申し込み者と当社との間の留学プログラム契約の成立後、当社は留学手続きを開始するにあたって「留学手続き受領確認書」を送ります。または、電子的通知によりご連絡する場合があります。(3)申し込みの段階で、留学プログラムまたは研修施設(以下「留学先」といいます)が定まり、申し込み希望者が高い場合、または滞在先の受入が混み合っている等の理由で契約の締結が直ちにできない場合、当社は申し込み者の承諾を得て、ウェディングとして登録し、手配努力いたします。この場合でも、当社は申し込み金相当額をお預かりいたします。ただし、「当社におきまして申し込み金相当額を通知する前に申し込み者よりウェディング登録の解除の申し出があった場合」または「結果として契約できなかった場合は」、当社は当該申込金相当額を全額払い戻しいたします。(4)本条(3)項の場合で、ウェディングの申し込み者の契約成立は、当社が手配可能となった旨の通知を送ったときと成立するものといたします。この場合、お預かりした申込金相当額は、当該契約の申込金に充当いたします。

第3条(拒否事由)

当社は、申し込み者から、本約款に基づく留学プログラムの申し込みがあった場合、次に定める事由の一つあるいは複数が認められるときは、申し込み者からの申し込みをお断りすることがあります。(1)申し込み者の性別、年齢、学歴、技能、他の条件が、当社及び留学先の指定する条件を満たしていないことを当社が認めるとき。(2)申し込み者が未成年である場合または学生の身分、申し込みについて親権者(両親等)の同意がないとき。(3)申し込み者が希望する留学先の定員に受入可能な余裕がない場合等、客観的に見ても申し込みが可能なことが明らかでないとき。(4)申し込み者が希望する留学先/留学期間の申し込み手続きの期限までに、留学手続きが完了できない見通しがないとき。(5)申し込み者の過去の既往症または現在の心身の健康状態が、留学プログラムの参加に不適切である当社が認めるとき。(6)その他、当社が不適当と認めるとき。

第4条(プログラムの範囲)

当留学プログラムは、申し込み者の希望する留学先に対する留学申し込み手続きの代行、出発にあたってのオリエンテーションや情報提供等を行うものであり、申し込み者の希望する留学先への合格や留学先での課程修了等も請け負っており、その他留学先あるいは留学修了後の申し込み者に対して何らの保証を行うものではありません。この留学プログラムに含まれるサービスは次の通りです。

- 入学手続き
入学期間の作成や書類の送付及び留学費用の送金、入学許可の取り付け等、入学の手続きを行います。
- 滞在手続き
当社は、留学先に合わせた寮・ホームステイ滞在先の申し込み手続きを代行いたします。ただし、申し込み者の希望により入寮またはホームステイを希望しない場合、または希望留学先が寮と滞在先施設を有しない場合や申し込み手続きの代行ができない場合、当社は原則として、この滞在先手続きの代行はいたしません。希望留学先によっては、申し込み者の出発日より滞在先またはホームステイ等の滞在先先所・部屋番号がわからない場合があります。寮の場合、1人部屋か否か、またはルームメイト等について、申し込み者の希望が通りうる場合もあります。また、ホームステイの場合、1寮室に2人以上の留学生が滞在先の場合もあります。当社の費による車中で滞在先が確保できない場合、または申し込み者の希望より滞在先が確保できない場合でも、当社はその責任を負いません。

- オリエンテーション
当社は、留学生の心構え、生活に必要なクレジिटカード・保険・電話の利用の仕方などを紹介した小冊子の配布、担当留学カウンセラーが随時行う留学に関するアドバイス、「生活準備講座」(出発前最終ガイダンス)等を通じ、また出発後は、緊急時対応の「留学ジャーナル学生サポートデスク」により、オリエンテーションを行います。なお、留学ジャーナルカウンセリングセンター等、オリエンテーションが実施される会場までの交通費は、申し込み者の負担となります。
- 留学ジャーナル学生サポートデスク
留学中不慮の事態に対して、日本語で24時間サービスを提供する「留学ジャーナル学生サポートデスク」を実施します(電話によるアドバイスは、AIGインターナショナル・サービス(AIGIS)に実施します)。(5)当社の留学カウンセラーの紹介・申し込み代行
当社は、提携金融機関より留学費用等の貸付を行う留学ローンの紹介・申し込みを代行いたします。詳細は、希望者には後述する同ローンの約款をご覧ください。なお、出発日までに十分な時間がない場合、留学ローンを利用できないことがあります。

第5条(必要書類)

申し込み者が留学プログラムに基づきサービスを受けるにあたり、留学手続きに必要な書類は、当社より別途「必要書類案内」を送付してご連絡します。申し込み者は、指定された書類に指定された言語にて必要事項を記入の上、必ず指定の期日までに当社に手続き担当カウンセラーまでお送りください。

第6条(諸費用)

- 留学費用に含まれるもの
・ 留学手数料
・ 料金を明示した語学留学・滞在施設宿泊料金・食料料金等
・ 料金を明示した空港出発または送迎等の料金
・ 送金手数料
- 留学費用に含まれないもの
以下に定める費用は、上記(1)項の費用には含まれません。申し込み者の利用希望と必要性に応じて、別途申請・請求いたします。なお、送金手数料は、別途旅行手配サービス(旅行取扱:株式会社留学ジャーナル/観光庁長官登録旅行業第1695号)① 航空運賃
航空券の申し込み・取消等は、別に定める標準旅行業約款の手配旅行業約款の、運航手続代行契約の部ならびに航空券取付条件等を準じます。② 空港空港税、国内の空港施設使用料、航空保険料、燃油サーチャージ等、航空券購入時に随伴する費用
③ 寮等一部滞在先に対する保証金(デポジット)
④ 海外留学保険料
⑤ パスポートの申請書類作成料及びビザ申請書類作成料は、別途定める旅行業・査証手配(申請書類作成代行・申請代行)条件書に準じます。なお、ビザ申請においては、大使館および領事館が実費として請求するビザ申請料が別途必要となる国があります。こうした実費は、別途ご請求または直接お支払いいただくことになります。⑥ 必要書類の翻訳が必要な場合における翻訳料(税込)
翻訳料(1通あたり) 英語 フランス語
・ 預金残高証明書 7,350円 8,400円
・ 卒業証明書 7,350円 10,500円
・ 成績証明書(大学・短大・高専のもの) 15,750円 21,000円 (高校のもの) 12,600円 21,000円
・ 戸籍簿本(抄本) 英語・フランス語とも 15,750~21,000円
- 緊急連絡費
申し込み者またはご家族から依頼により、出発前・出発後・滞在先なく、緊急の連絡を要する場合は、当社に希望留学先や語学コースあるいは滞在先等の関係者へ緊急連絡を呼びかけいたします。その際にかかる費用は、相手国を問わず1件1回15,250円(税込)にて申し受けます。この場合、申し込み者は、当社が申し込み者に対して請求する金額を直ちに当社に対して支払うものとします。⑧ その他、留学先でかかる交通費、オプションツアー参加費など個人的費用

第7条(申し込み後の変更と変更手数料)

(1)留学開始前
申し込み者の都合により、希望留学先における(受入日の変更)「授業コースの変更」(ホームステイから寮への変更)申し込み内容及び手配内容の変更の申し出があったときは、当社は変更を限り申し込み内容ご希望に反します。この場合、当社に留学費用の変更をする場合があります。または、次の変更手数料を申し受けます。

同一学校・コースでの変更日	変更手数料(税込)
申し込みから10日以内の変更	10,500円
10日以後の変更	31,500円

※上記記載の該当日が当社休業日にある場合は、その直前の営業日が該当日となります。なお、営業時間以降の変更は翌日の届出となります。留学先を変更する場合は、先に申し込みいただいた留学先は取消と見なし、変更を希望する留学先に新たに申し込みをしていただくことになります。※空港送迎手配のため送迎手配先へ当社から到着連絡が完了した後、申し込み者の都合により到着後の変更が生じた場合には、変更手数料として1回31,500円(税込)を別途申し受けます。(2)留学開始後
申し込み者の都合により、留学プログラムを途中で同一学校の異なるコースへ変更する場合は、必ず現地に当該機関の同意を得た上で申し込み者本人が手続きを行うものとします。追加費用等が発生する場合、すべて申し込み者の負担となります。また、途中で異なる留学先へ変更された場合は権利放棄と見なし、払い戻しは一切いたしません。留学プログラムの延長や変更(コースや滞在先)の希望においても、すべて申し込み者の責任において当該機関に申し込み者本人が手続きし、費用の支払いは当該機関の指示に従うものとします。

第8条(支払い)

申し込み者は、本約款の各条項に定められた、留学費用、その他の諸費用、変更手数料等の支払いを当社が指定する期日までに当社指定の口座に振り込みまたは所定の方法で入金するものとします。本約款に別途定めがある場合、当社は本約款に基づき、申し込み者が当社に対して支払った留学費用、その他の諸費用、変更手数料等の費用を申し込みに対して返還いたします。申し込み者が当社指定の期日までに本約款に定められた期日までに振り込まない場合、当社が申し込み者に対する留学プログラムの提供を停止する場合があります。また、当社が真に合理的な事由で「留学費用等」が変更された場合にも、当社の指示する方法で必要な差額をお支払いいただきます。なお、留学費用等を概算額で支払っている場合、後日支払金額が明らかになり、第9条当社の指示に従い、当社または支払い元の間で過不足金の精算を行っていただきます。

また、本約款の各条項に定める各種費用の支払いについて、金融機関を通じて当社にお支払いいただく際の振込み手数料や送金手数料(以下、「振込み手数料」といいます)ならびに当社から申し込み者に対して返金する際、振込み手数料は、全て申し込み者の負担となります。

第9条(申し込み後の取消と返金)

申し込み者が申し込み後に留学の手続きを取消される場合は、次の取消料をお支払いいただくことにより、申し込み内容の全部または一部を解除することができます。なお、審査・満席・抽選の結果によりビザが取得できなかった場合にも、各取消料を支払う必要があります。申し込み内容の取消は、必ず書面でご申し出ください。当社がその書面を受領した時点で正式の取消料を払い取り扱います。留学先に対するキャンセル料や渡航手配発生による航空会社に対するキャンセル料等、留学プログラムの解約に伴って発生する費用及び損失については申し込み者の負担となります。当社がこれを立て替へ支払ったときは、申し込み者はかかる立替費用を当社に支払うものとします。

取消の申し出時期	取消料
(イ)申し込み日から起算して7日以内 ※ただし(ハ)(ロ)の場合を除く	取消料なし(ただし留学先に支払う費用がある場合を除く)
(ロ)申し込み日から起算して8日以降 ※ただし(ハ)(イ)の場合を除く	30,000円+留学キャンセル料(※1)(※2)
(ハ)申し込み日から起算して30日以内 ※ただし(イ)の場合を除く	50,000円+留学キャンセル料(※1)(※2)
(ニ)留学開始当日以降	留学費用全額

- ※1 当料金を消費税はかかりません。
 - ※2 留学キャンセル料実費とは、留学先や滞在先などのキャンセル規定により申し込み者の負担しなくてはならない費用をいいます。
- ※申し込み日から起算して開始日前日迄の期間が30日以内の場合における取消は(ハ)が適用されます。

※上記記載の該当日が当社休業日にある場合は、その直前の営業日が該当日となります。なお、営業時間以降の取消は翌日の届出となります。

留学開始当日以降、留学先の短縮や取消は、原則として払い戻しを一切いたしません。しかし特別な事情により、留学先からの返金を得られた場合、当社がかかる費用を申し込み者に対して代理受領し、返金および返金を確認した後、精算書作成日のTTBレートにて換算した上で、申し込み者に日本円で返還するものとします。

第10条(各種手続きの継続が不可能な場合)

当社指定の期日までに必要な書類、または費用が申し込み者により送付・入金されず、当社の費による事由により当社が各種手続きの代行ができない場合、当社は申し込み者に対して本約款に基づき、支払い済みの費用を一切返金いたします。また、その期日に応じて発生した、希望留学先に対するキャンセル料や渡航手配発生における航空会社に対するキャンセル料等、当社の費による事由により、当社に生じた費用及び損失は、申し込み者が負担するものとします。別途当社から請求いたします。申し込み者は、当社からの請求後、直ちにかかる費用及び損失を当社に支払うものとします。

第11条(当社からの解約)

- 申し込み者または当社に定める事由が生じた場合、当社は償金の上、本約款に基づく留学プログラム契約を解約することができるものとします。
- 申し込み者が、当社指定の期日までに、第5条に定める必要な書類を送付しないとき。
- 申し込み者が、当社指定の期日までに、第2条、第6条、第7条、第9条に定める費用の支払いを行わないとき。
- 申し込み者が所在不明、または1ヶ月以上にわたって連絡不能となるとき。
- 申し込み者が当社に届け出た、申し込み者に関する情報に虚偽あるいは重大な虚偽のあることが判明したとき。
- 申し込み者が、本約款に違反したとき。
- その他、当社がやむを得ない事由があると認めるとき。
- (前項)に基づき、当社が本約款に基づく「留学プログラム」契約を解約したとき、申込金、留学費用、その他の諸費用、変更手数料等、申し込み者が当社に対して本約款に基づき支払い済みの費用を申し込み者に対して一切返金いたします。また、解約により発生した希望留学先に対するあらゆるキャンセル料や渡航手配発生における航空会社に対するキャンセル料等、前項に基づく解約により当社に生じた費用及び損失は、申し込み者が負担するものとします。当社が当社からの請求後、直ちにかかる費用及び損失を、当社に支払うものとします。

第12条(免責事項)

- (1)当社は、次に例示するよう当社の費によらない事由により、申し込み者が留学できなかった場合は希望留学先への正式入学ができなかった場合及び出発日時点で変更になった場合には、一切その責任を負いません。
- 申し込み者の希望する滞在先施設が定員に達して滞在中ない場合。
- 通信事情または希望留学先の事情により、入学許可証等の入学関係書類が期日までに届かず、申し込み者が出発できなかった場合。
- 申し込み者がパスポートまたはビザを取得できず、あるいは渡航先に入国拒否された場合。
- ビザ取得に時間がかかり、出発時期が変更になった場合。
- 天然地災、戦乱、暴動、テロ行為、日本または外国の政府の命令、随時発生における不慮の災難、運送・宿泊施設等の旅行サービス提供の中止、当初の旅行計画に必要な運送サービスの提供、申し込み者の生命または身体の安全確保のために必要な措置、その他不可抗力による場合。
- 申し込み者の事情により、留学ローンが実行されず、手続きの継続が不可能

- と判断される場合。
- ⑥「申し込み者が、本約款に違反した場合。
- ⑦「留学先が、学生ビザ(AGIS)が行います(渡航後帰国まで最長1年間)、なお、緊急時には24時間体制で電話により適切なアドバイスを行います。当社はその内容に何らの保証をするものではありません。
- ⑧(第4条(5)項)に基づき当社による留学ローンの紹介、申し込み手続き代行において、当社に申し込み者の資格審査の結果による留学ローンの可否や債務保証等、その他一切の事項につき一切責任を負いません。
- ⑨(4)申し込み者の運賃、申し込み者の責任において行動するものとします。法令、公序良俗または留学先等の規則等に違反した場合の取扱い、損害等は申し込み者の負担となり、当社はその責任は一切負いません。留学中のスポーツ等による事故は、申し込み者本人の責任となり、特定のスポーツを行うにあたり保険の契約が可能な場合は、申し込み者本人の責において加入手続きを行っていただきます。以上の免責事項に該当する場合、申込金、留学費用、その他の諸費用、変更手数料等、既に当社に支払い済みで返金して一切返金されません。
- (5)当社は、希望留学先が当社に送られてきた最新資料に基づき「留学プログラム」を提供しますが、当社が真に合理的な事由で、希望留学先の事情により、受入条件・授業内容・滞在先・費用・その他留学プログラムに関して、予告なしに変更される場合や実施されない場合があります。その際、当社は変更に関する情報が当社が手次、申し込み者にご連絡いたしますが、留学プログラムに関する変更や中止については一切その責任を負いません。

第13条(損害の負担)

当社は、当社の費によらない事由により申し込み者が何らかの損害を受けた場合、その責任を負いません。

第14条(前受金の保全)

当社は、次に前受金の保全措置を講じております。当社は、留学に係る費用の内、申込金、授業料、滞在費の預り金(前受金)を対象として、当社の運営資金らびに保有財産から完全に切り離し分別管理をするための「前受金消滅信託制度」を導入いたします。詳細は「前受金の保全」留学プログラムに関する前受金の保全についてをご参照ください。

また、旅行業者に対して対象となる飛行機代やホテル代等の運送に係る費用につきましても、観光庁登録旅行業第1種に該当し取得していることにより、日本旅行業協会にも全業務保証金全額を供託しています。これにより、同協会判断の基、対象となる旅行費用の保全額相当分が返還保証されます。

第15条(守秘義務の同意)

当社はは、申し込み者の同意の下に得た個人データ等の守秘されるべき情報は、個人情報保護法に基づき必要限度を超えて個人データは一切一切に開示されません。ただし、万が一の緊急事故対応及びサポートに備えるために、当社は申し込み書記載内容及び海外旅行保険の契約内容を当社と提携する海外サービス機関に開示することがあります。

第16条(個人情報の取扱いについて)

当社は、個人情報保護法に基づき、プライバシーポリシー(個人情報保護方針)において申し込み者の個人情報の取得及び利用、利用目的、第三者提供、管理、開示、変更、利用停止、削除等について以下の通り取り扱います。

- (1)個人情報の取得及び利用について
当社は、違法かつ公正な手段によって個人情報を取得し、以下に記す利用目的の範囲内で業務の遂行に必要な限りにおいて利用いたします。当社は、個人情報保護法第三十三条の同意なく、または個人情報の取扱いを第三者に委託する場合には、当該第三者との厳格な調査を行った上、秘密を保持させるために適正な監督を行います。
- (2)個人情報の利用目的について
申し込み者が留学相談、申し込み、留学商品及びサービスをご利用いただく際、申し込み者の名前、年齢、生年月日、住所、電子メールアドレス、電話番号、ファックス番号、職業、勤務先または身分証明書類等の各個人情報の提供をお願いする場合があります。当社は、希望される「留学商品」や「サービス」を当社が提供する際に必要な各種情報です。また、申込みの段階では、留学先への入学手続き上必要な、日本での申し込み者の職歴や学歴、健康診断書、財政証明書等の提出をお願いする場合があります。さらに「運送」・「宿泊期間」等の提供するサービスの受け及びそれらのサービスを受領するための手続きに必要な範囲内で利用します。いずれの場合も、必要最低限の事項を限り、申し込み者の個人情報を当社へ提供したかどうかについては、申し込み者自身で選択できるものとあり、申し込み者自身から同意を要します。その他当社より「優良」留学商品の開発のためのマーケティング分析やアンケート調査、そして当社及び当社と提携する企業やグループの会社の商品、サービスのご案内等に申し込み者に対して提供する。あるいは、留学帰国後のご意見やご感想の提供をお願いするなど、申し込み者の個人情報を活用させていただく場合があります。なお、申し込み者が提供した個人個人情報の内容によっては、当社の商品、サービスをご利用いただけません場合があります。
- (3)個人情報の第三者提供について
当社は、法令に定める場合を除き、個人情報を事前に申し込み者の同意を得ることなく第三者に提供いたしません。当社は、申し込み者「留学商品」・「サービス」を提供する上で必要と判断した場合は、申し込み者が提供した申し込み者の名前、年齢、生年月日、住所、電子メールアドレス、電話番号、ファックス番号、職業、勤務先または身分証明書類等の各個人情報を、あらかじめ当社との間で機密保持契約を結んでいる企業(航空会社)、びザ代理申請会社、現地配当会社等の業務委託先)に開示いたします。ただし、次のいずれかの場合を除いて、申し込み者が提供した個人情報第三者に開示することはありません。①②③④⑤のいずれかのような例外事項については、開示することなく個人情報を管理者の責任の下において行います。

- ①申し込み者本人が個人情報の開示に同意している場合
- ②法令により開示が求められた場合
- ③申し込み者本人または公衆の生命、健康、財産などの利益を保護するために必要な場合
- ④統計資料等により個人を特定することが不可能な状態で開示する場合

当社は、個人情報の正確性を確保し、これを安全に管理します。個人情報の紛失、破壊、改ざん、毀損及び漏洩等を防止するため、不正アクセス、コンピュータウイルス対策に対する適正なセキュリティ対策を講じ、合理的な範囲内で適切な個人情報管理を講じます。また当社は、個人情報を持ち出し、外部への送信等による漏洩を防止します。申し込み者が提供した個人情報の内容を、申し込み者の同意を得ずして変更することはいけません。さらに、情報処理を外部企業に委託する場合はも同様です。

当社は、個人情報の開示・開示・変更・利用停止・削除について、当社は、申し込み者が自己の個人情報について、開示・開示・変更・利用停止・削除等を行う権利を有していることを認識し、これらの要求がある場合は、異議なく速やかに対応いたします。その際、個人情報の提供者本人であることを確認させていただきます。なお、要望に従って個人情報管理・利用停止・削除等を行う場合は、当社の商品やサービスを利用できない場合があります。

第17条(管轄裁判所)

本約款に関する訴訟その他一切の法的手続きについては、東京地方裁判所のみを専属管轄裁判所とします。

第18条(約款の変更)

本約款は、事情により告知なしに変更されることがあります。また、各条項にて記載されている消費税込金額は5%の消費税が含まれていますが、消費税法の改正があった場合、消費税額相当分が変更となります。

第19条(準拠法)

本約款は、日本法に準拠し、同法によって解釈されものとします。

第20条(免効期日)

本約款の内容は、2012年3月1日以降に申し込みされる留学プログラム契約に適用されます。

※ワーキングホリデーサポートプログラムにお申し込みの場合、別途お渡されるワーキングホリデーサポートプログラム約款に同意していただきます。